

# 令和 6 年度包括外部監査指摘事項等に係る対応

(学校教育に関する事務の執行について)

令和 7 年 12 月



監査結果		
区分	内 容	件数
指摘	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めることが又は3E（経済性・効率性・有効性）の視点から、改善を求ること。	49
意見	「指摘」には当たらないが将来的に改善を検討することが望ましいもの、又は包括外部監査人としての提言を述べるもの	44

措置欄（令和7年6月現在）			
	区分	内 容	件数
◎	措置済	指摘事項に対して、措置を講じたもの又は講じる方針が具体的に決定しているもの	32
—	非措置	指摘事項に対して、外部状況等により措置する必要がなくなったもの	0
○	対応済	意見事項の全部又は一部に対して対応したもの、若しくは対応する方針が具体的に決定しているもの	28
—	非対応	意見事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど対応しないもの又は外部状況等により対応する必要がなくなったもの	1
空欄	措置対応中	指摘又は意見事項に対して、措置又は対応を継続しているもの又は今後行う予定のもの	32

No.	監査結果	監査項目	頁	主管課	区分	措置等 決定年度
第3 監査結果 【2】個別事項						
I 小中学校						
1 薬品管理						
1	指摘	(1) 保管状況 ①ペットボトルによる保管	1	教育センター	◎	R 6
2	指摘	(1) 保管状況 ②爆発物の原料となり得る薬品等	2	教育センター	◎	R 6
3	指摘	(1) 保管状況 ③毒物・劇物の保管	3	教育センター	◎	R 6
4	指摘	(1) 保管状況 ④薬品名の表記	4	教育センター	◎	R 6
5	意見	(2) 薬品管理・使用簿 ①薬品の現有量との照合	5	教育センター	○	R 6
6	指摘	(2) 薬品管理・使用簿 ②薬品管理・使用簿の点検	6	教育センター	◎	R 6
7	意見	(2) 薬品管理・使用簿 ②薬品管理・使用簿の点検	7	教育センター	○	R 6
8	指摘	(2) 薬品管理・使用簿 ③ペン書きによる記載と修正箇所の押印	8	教育センター	◎	R 6
9	指摘	(2) 薬品管理・使用簿 ④薬品管理・使用簿の記載漏れ	9	教育センター	◎	R 6
10	意見	(2) 薬品管理・使用簿 ⑤追加購入時の記載方法	10	教育センター	○	R 6
11	指摘	(2) 薬品管理・使用簿 ⑥薬品管理・使用簿の原本保存	11	教育センター	◎	R 6
12	指摘	(3) 薬品管理全般	12	教育センター	◎	R 6
2 備品管理						
13	指摘	(1) 未使用の備品	13	教育総務課	◎	R 7
14	意見	(1) 未使用の備品	13	教育総務課	○	R 7
15	指摘	(2) 備品登録	14	教育総務課	◎	R 7
16	指摘	(3) 寄附採納手続	14	教育総務課	◎	R 7



31	意見	(1) 備品登録	23	市立高等学校	○	R 7
32	指摘	(2) コンピューター	24	市立高等学校	◎	R 7
3 薬品管理						
33	指摘	薬品管理	24	市立高等学校		
4 公有財産台帳						
34	指摘	(1) 公有財産台帳への入力	25	市立高等学校	○	R 7
35	指摘	(2) 資産更新時の重複計上	26	アセットマネジメント推進課	◎	R 6
36	指摘	(3) 資産計上の金額	27	市立高等学校	○	R 7
37	指摘	(4) 取得価格の記載	27	市立高等学校	○	R 7
38	意見	(5) 公有財産台帳の活用	28	市立高等学校		
5 施設の老朽化						
39	指摘	施設の老朽化①	28	市立高等学校		
40	指摘	施設の老朽化②	29	市立高等学校		
6 外部への資産貸与						
41	指摘	(1) 事業者との協議	29	市立高等学校		
42	指摘	(2) 財務書類の提出	30	市立高等学校		
43	意見	(3) 同一業者による長期の使用	30	市立高等学校		
7 講堂						
44	意見	講堂	31	市立高等学校		
8 学校徴収金						
45	指摘	(1) 生徒会費 ①決算書と決算報告	31	市立高等学校		
46	指摘	(1) 生徒会費 ②生徒会費に含まれる部活動費	32	市立高等学校		



62	指摘	学校給食費の未納	43	健康安全課		
<b>V 教育施設</b>						
1 学校用地に係る借地料						
63	意見	学校用地に係る賃借料	44	教育施設課	○	R 7
2 建物の老朽化						
64	意見	建物の老朽化①	45	教育施設課	○	R 7
65	意見	建物の老朽化②	46	教育施設課	○	R 7
3 教職員住宅						
66	意見	教職員住宅	47	教育施設課	○	R 7
4 公有財産台帳						
67	意見	公有財産台帳	48	教育施設課	○	R 7
5 学校図書						
68	意見	学校図書	48	教育総務課	○	R 7
6 グラウンドの安全確保						
69	指摘	グラウンドの安全確保	49	教育施設課	○	R 7
<b>VI 放課後児童クラブ</b>						
1 待機児童の解消						
70	意見	待機児童の解消	49	学校・地域連携課	○	R 7
2 設備の修繕						
71	指摘	設備の修繕	50	学校・地域連携課		
3 未回収の保護者負担金						
72	意見	未回収の保護者負担金	50	学校・地域連携課	○	R 7
<b>VII 教育支援</b>						
1 発達支援教育推進事業						
73	意見	(1) 発達障害のある児童生徒増加への対応	51	教育支援課	○	R 6
74	指摘	(2) 事業指標	52	教育支援課		



91	意見	(1) 夢育やらまいか事業	65	学校・地域連携 課	○	R 6
92	意見	(2) 理科・ものづくり教育支援事業	66	教育センター		
93	意見	(3) 生きた英語力育成事業	67	教育センター	○	R 7

指摘	<p>(1) 保管状況 ①ペットボトルによる保管</p> <p>視察した小中学校の理科準備室において、ペットボトルの上部を切り落としたものを容器として、二酸化マンガンを保管している学校があった。また、ベネジクト液、B T B溶液をペットボトルで保管している学校もあった。</p> <p>薬品管理マニュアルでは、ペットボトルの使用を厳禁と定めている。事故防止のため、保管容器を改める必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、飲食用容器で理科薬品を保管していないかの確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収した結果、飲食用容器で理科薬品を保管していないことを確認しました。</p> <p>令和7年度以降、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、飲食用容器で理科薬品を保管していないことを理科準備室で確認します。</p>	◎	令和6年度

指摘	<p>(1) 保管状況 ②爆発物の原料となり得る薬品等 使用予定がないにもかかわらず、爆発物の原料となり得る化学物質に該当する薬品、危険薬品を保有している学校があった。</p> <p>薬品管理マニュアルに記載のとおり、爆発物の原料となり得る薬品等については、できる限り保有量を必要最小限にとどめ、使用する予定のないものは、計画的に廃棄することが必要である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、使用予定のない薬品を保有していないかの確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収し、使用予定の無い薬品については、令和7年度中に教育総務課が実施する不要薬品調査において報告し、廃棄する予定であることを確認しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施し、使用予定のない薬品の保有状況を確認します。</p>	◎	令和6年度

指摘	(1) 保管状況 ③毒物・劇物の保管 視察した小中学校の理科準備室において、毒物・劇物の容器に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示がない学校があった。 薬品管理マニュアルに即した取扱いではないため、改善が必要である。
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、毒物及び劇物取締法にある危険薬品の保管庫及び保管容器に、法令で義務付けられている表示がされているかの確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収し、毒物及び劇物取締法にある危険薬品の保管庫及び保管容器に、法令で義務付けられている表示を行ったことを確認しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、毒物及び劇物取締法にある危険薬品の保管が適切に行われていることを理科準備室で確認します。</p>	◎	令和6年度

指摘	<p>(1) 保管状況 ④薬品名の表記</p> <p>理科準備室を視察した小中学校9校のうち5校は、薬品に薬品No.の表示がなかった。また、薬品容器に貼ってあるラベルが経年劣化ではがれており、薬品名が読み取れなくなっているものも見受けられた。</p> <p>薬品管理マニュアルにしたがい、薬品名と「薬品管理・使用簿」と一致したNo.を適切に表記する必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、薬品保管容器への薬品 No. と薬品名の表示の確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収し、薬品保管容器に、薬品名と薬品 No. の表示が確実に行われていることを確認しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、薬品保管容器への薬品 No. 及び薬品名のラベル表示が適切に行われていることを理科準備室で確認します。</p>	◎	令和6年度

意見	<p>(2) 薬品管理・使用簿 ①薬品の現存量との照合</p> <p>薬品の現存量と薬品管理・使用簿との照合の実施状況について確認したところ、個々の薬品の使用簿には、昨年度は定期点検の日付、担当者、残量の記載があったが、当年度は記載されていなかった。</p> <p>年に3回の定期点検を実施していたとしても、証跡が残っていなければ、保存書類から定期点検の実施の有無を判別することができない。</p> <p>昨年度と同様に「理科薬品管理・使用簿シート」に定期点検の日付、担当者、残量の記載をすることが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、保有薬品の定期点検の実施及び理科薬品使用簿への記録が確実に行われているかの確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収し、令和6年度末に保有薬品の定期点検の実施及び理科使用簿への記録が確実に行われていることを確認しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、各学校が保有薬品の定期点検の実施及び理科使用簿への記録が確実に行われているかを確認します。</p>	○	令和6年度

指摘	<p>(2) 薬品管理・使用簿 ②薬品管理・使用簿の点検</p> <p>薬品管理マニュアルでは、「理科主任は、1か月に1回は「薬品管理・使用簿」の点検を行い、薬品が適正に使用されているか確認を行う。」と定めている。</p> <p>理科主任へ実施状況について確認したところ、1か月に1回点検を行うことを認識していない学校もあった。薬品管理マニュアルの記載内容の理解とマニュアルに則った処理が必要である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿の様式も改訂し、これまで項目が無かった理科主任による1か月に1回の点検記録欄を新たに設けることで、学校が確実に認識し薬品管理を徹底する体制を整えました。</p> <p>この新様式で令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて記載方法の教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、各学校が保有薬品の定期点検を確実に実施、記録しているかを確認します。</p>	◎	令和6年度

意見	(2) 薬品管理・使用簿 ②薬品管理・使用簿の点検 多くの学校では、理科主任から、1か月に1回は薬品管理・使用簿の点検を実施しているとの回答が得られたが、薬品管理・使用簿にその証跡が残っていないため、書類上、実施の有無を判別できない例も見受けられた。 管理上、月次点検を実施した証跡を残しておくことが望ましい。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。 そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿の様式も改訂し、これまで項目が無かった理科主任による1か月に1回の点検記録欄を新たに設けることで、薬品管理を徹底する体制を整えました。 この新様式で令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて記載方法の教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。 令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、各学校が保有薬品の定期点検を確実に実施、記録しているかを確認します。	○	令和6年度

指摘	<p>(2) 薬品管理・使用簿 ③ペン書きによる記載と修正箇所の押印</p> <p>薬品管理マニュアルでは、薬品管理・使用簿の記載方法について「記載はペン書きとする（鉛筆不可）。修正する場合は、当該箇所に押印する。」と定めている。</p> <p>薬品管理・使用簿の記載状況を確認したところ、鉛筆での記載事例や、二重線または修正テープによる訂正が行われてはいるものの、修正箇所への押印がない事例が多くの学校で見受けられた。</p> <p>薬品管理・使用簿の記載方法については、薬品管理マニュアルにしたがい、ペン書きでの記載、修正箇所の押印を徹底する必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿の様式も改訂し、記載方法について詳細を示しました。</p> <p>この新マニュアルで令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、ペン書きや修正箇所への押印が確実に行われているかを確認します。</p>	◎	令和6年度

指摘	<p>(2) 薬品管理・使用簿 ④薬品管理・使用簿の記載漏れ</p> <p>薬品管理マニュアルでは、薬品管理・使用簿の記載方法について「使用者は、「薬品管理・使用簿」に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者、残量を、使用のたびに記載する。」と定めている。</p> <p>薬品管理・使用簿の記載状況について確認したところ、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者の記載のないものが多く見受けられた。</p> <p>薬品管理マニュアルに即した取扱いではないため、改善が必要である。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿の様式も改訂し、記載方法について詳細を示しました。</p> <p>この新マニュアルで令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、関係書類に未記入が無いか確認します。</p>	◎	令和6年度

意見	<p>(2) 薬品管理・使用簿 ⑤追加購入時の記載方法</p> <p>各学校で使用している薬品管理・使用簿の様式には、購入量を記載する欄がないため、現状では、担当者によって記載方法が異なる状況となっている。</p> <p>どの記載方法でも、残量欄が正しく記載されていれば、問題はないわけであるが、複数の取扱いが見られるため、薬品管理・使用簿の様式に購入欄を追加する、統一した記載方法を提示するなどの対応を検討することが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、令和7年2月に薬品管理マニュアルを改訂し、新たに薬品を購入した場合は新しい薬品 No. をつけて管理するように取扱方法を統一しました。</p> <p>この新マニュアルで令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、マニュアルどおりの運用がされているか確認します。</p>	○	令和6年度

指摘	<p>(2) 薬品管理・使用簿 ⑥薬品管理・使用簿の原本保存 薬品管理・使用簿の原本が保存されていない学校があった。</p> <p>令和5年度の薬品管理・使用簿は、前年度（令和5年2月）に表計算ソフトで作成したものに、手書きで記録を続ける形で使用されており、令和5年度末（令和6年3月末）の時点では、それが薬品管理・使用簿の原本となっている。</p> <p>しかし、令和6年度は、令和5年度の原本に引き続き記載する形で記録を行っているため、結果として、令和5年度の薬品管理・使用簿の原本が保存されていない状況である。</p> <p>このような方法で薬品管理・使用簿を作成している場合は、いったん3月31日を締め日として区切ることにより、年度末時点の記録を薬品管理・使用簿の原本として保存しておく必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、令和7年2月に薬品管理マニュアルを改訂し、理科薬品管理簿は毎年度新しいものを作成し、年度末に現有量を記載して5年間保管するよう、運用を改めました。</p> <p>この新マニュアルで令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて教職員への周知を各校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、原本保存が確実に行われているかを確認します。</p>	◎	令和6年度

指摘	<p>(3) 薬品管理全般</p> <p>薬品の管理については、監査委員による監査の結果に基づく意見（令和5年2月15日）においても、適正な管理を求めているところである。</p> <p>監査人が現場視察を行った時期は、監査事務局の意見公表から約1年半が経過した頃であり、その間、指導課ではさまざまな取り組みを実施してきたものの、学校で適正な薬品管理が行われているとは言えない状況であった。</p> <p>現在の所管課である教育センターは、実際に小中学校での管理状況を視察する、あるいは、チェックリストを作成して小中学校による記入結果を確認するなどの方法により、現場で適切な運用が行われているかどうかを調査する必要がある。そして、管理が不十分な項目については、内容周知のための研修を行うなど、現場での管理が適切に行われるよう管理監督に努めるべきである。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>令和4年度の定期監査（学校監査）にて、学校の薬品管理が適正に行われていないことの指摘を受けたことにより、薬品管理マニュアルを現行の学習指導要領に則った内容に改訂し、各学校へ文書により通知しましたが、今回の包括外部監査でも、同様の指摘を受けました。</p> <p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、これまでの学校への文書通知による周知に加え、薬品管理マニュアルの説明動画の配信や、学校訪問時における教職員への直接的な周知を行うこととしました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、薬品の管理状況等について、薬品管理マニュアルで定められていることが遵守されているか理科準備室で確認します。</p>	◎	令和6年度

## No. 13

### 監査内容

報告書の頁 48

指摘	<p>(1) 未使用の備品</p> <p>未使用の備品の中には、年1回の棚卸時に現品と台帳の一致を確認する作業のためだけに存在しているような備品もあると考えられる。</p> <p>各学校では、棚卸などの機会を利用し、未使用の備品の把握と使用状況の確認を行い、今後の使用見込みがないものは、管理コスト削減の観点から、廃棄処理の必要性について検討する必要がある。</p> <p>また、「事務の手引き」には、「不用物品がある場合は、速やかに保管転換又は廃棄処理をしてください。」、「不用物品をそのまま放置することがないようにしてください。」と記載がある。不用物品については、監査対象とした9校以外の小中学校においても、事務の手引きに則った処理が行われるよう、教育施設課からの指示を徹底すべきである。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	<p>市立小中学校の全校へ、耐用年数や使用の有無を確認し、不用物品がある場合は、速やかに保管転換や廃棄など適切な処理を行うよう周知しました。</p> <p>今後も、毎年の備品調査時期に同様の通知をし、適切な処理を行うよう周知してまいります。</p>	◎	令和7年度

## No. 14

### 監査内容

報告書の頁 49

意見	<p>(1) 未使用の備品</p> <p>備品の長期保有の要因には、これまで備品を大切に使用してきた結果であるという側面もあり、それは評価すべきことではあるが、一方で買換えや廃棄の目安となるものがないことも一因としてあるように思われる。</p> <p>備品台帳を閲覧したところ、耐用年数の記載があるものもあるが、記載がないものが多い。経済的耐用年数の見込まれる備品については、耐用年数を記載することにより、これを買換えや廃棄時期の目安として活用することも検討に値すると考える。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	毎年度実施する備品検査の際に現在の状態を確認するとともに、耐用年数をふまえた買換えや廃棄について検討を行うよう、平成7年6月に市立小中学校の全校へ周知しました。	○	令和7年度

No. 15

監査内容

報告書の頁 49

指摘	(2) 備品登録 カラー綱引きロープの単価は1,632円であるが、数量は50mとなっている。綱引きロープは1本として使用することから、ロープ1本の評価額は81,600円である。このロープは、寄附評価額が単品（1個または1組）で2万円以上の備品となるため、備品登録が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	対象の物品について、備品登録の手続きを行いました。 また、同様の物品について、備品システムへ登録する際、単価ではなく単品（1個または1組）での金額で判断するよう市立小中学校の全校へ周知しました。	◎	令和7年度

No. 16

監査内容

報告書の頁 50

指摘	(3) 寄附採納手續 視察した音楽室に多数の琴が置かれていた学校があったため、備品台帳と照合したところ、これらの琴は備品台帳には載っていなかった。 担当者によれば、地元にある琴教室の先生が引退し、令和5年12月に琴16面の寄附があつたが、寄附受入手続をしていないとのことであった。 事務の手引きでは、「学校に対する寄附は、金額の多寡に関わらず採納手続きが必要」と定めている。寄附採納手続を実施する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	対象の物品について、寄付採納の手続きを行いました。 また、事務の手引きに基づいた寄附採納手続きの確認・実施について、市立小中学校の全校へ周知しました。	◎	令和7年度

No. 17

## 監査内容

報告書の頁 50

意見	<p>(4) 再生楽器</p> <p>令和5年度の実績によると、浜松市内の小学校のうち、管楽器再生・活用事業に協力できると回答した学校は23校あり、それらの学校が所有する管楽器のうち、移管しても差し支えないとされたものは約560台であった。</p> <p>この約560台のうち36台は、活用が見込めるとして、小学校から創造都市・文化振興課へ移管されたが、残りの524台は、引き続き小学校で保管されている状況とのことである。</p> <p>小学校では使用していないが、移管もしていない楽器が524台と多くなっている。これらの524台についても、今後の活用方法を検討することが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	<p>楽器の状態によって、修繕費などが必要になることが想定されることから、移管だけでなく廃棄も含めた今後の対応を検討します。</p> <p>なお、修繕不可と評価されたものは、廃棄処分を行うよう、学校に通知します。</p>		措置対応中

No. 18

## 監査内容

報告書の頁 51

指摘	<p>預金通帳の保管場所</p> <p>預金通帳の保管場所は、通帳以外の日用品等も置いてあり、職員室の窓際もキャビネット付近もどちらも雑然とした状況である。</p> <p>キャビネットには鍵が付いており、施錠できる状態とはなっているが、預金通帳以外のものが多く置かれており、通帳利用者以外の者がアクセスしやすい環境となっている。</p> <p>セキュリティの観点からは、こうした場所に現金や預金通帳を保管するのは問題があると考えられる。安全面を重視し、保管場所を金庫等へ変更する必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	<p>指摘事項等の内容や対応について市立小中学校の全校へ通知しました。</p> <p>毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は預金通帳の保管場所についても項目に加えて確認していきます。</p>	◎	令和7年度

No. 19

## 監査内容

報告書の頁 52

指摘	<p>(1) 開錠方法の更新</p> <p>金庫の鍵の開錠方法について確認したところ、テンキー式のナンバーなどを長年更新していない学校（最終更新日が不明の学校も含む）があった。</p> <p>更新がないと、担当者の異動や交代等により、開錠方法を知っている者が次第に増えていく状況となってしまう。セキュリティの観点から、定期的に更新する必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	<p>指摘事項等の内容と、対応について市立小中学校の全校へ通知しました。</p> <p>毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しているため、来年度以降は開錠方法の更新についても項目に加え確認していきます。</p>	◎	令和7年度

No. 20

## 監査内容

報告書の頁 52

意見	<p>(2) ルールの明文化</p> <p>「園・学校運営における私費会計事務取扱基準（令和4年3月改定）浜松市教育委員会」では、金庫の管理について、「園・学校において、鍵の保管・開閉等にかかるルールを定めることが望ましい。」としている。</p> <p>往査の対象とした小中学校9校において、金庫の鍵の保管・開閉等のルールについて確認したところ、明文化されたルールのある学校は1校もなかった。慣習としてのルールが、担当者の交代時などに口頭で引き継がれてきているとのことである。</p> <p>金庫の鍵の保管・開閉等について明文化されたルールがないと、管理者や担当者の交代時や不在時などに、担当者の理解不足等から誤った運用が行われる可能性があり、リスクの高い状態が継続するおそれもある。</p> <p>「(1) 開錠方法の更新」で述べた開錠方法の定期的な更新も含め、責任者の明確化、責任者が不在の場合の運用方法などについて、ルールを明文化しておくことが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	<p>鍵の保管や開閉、パスワードの定期的な更新につき、各学校においてルールを明文化して管理するよう、市立小中学校の全校へ通知しました。</p> <p>毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は鍵の保管やパスワード更新等についても項目に加えて確認していきます。</p>	○	令和7年度

No. 21

## 監査内容

報告書の頁 52

意見	休眠口座 往査の対象とした小中学校において、休眠口座がないか確認したところ、学童災害、就学奨励費の口座は、過去には使用していたが、最近は使用していないと回答のあった学校があった。 今後の使用見込みを検討し、不要であれば、整理することが望ましい。
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	不要な休眠口座がないか改めて確認し、使用見込みがなければ閉鎖するよう、市立小中学校の全校へ通知しました。 毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は休眠口座の有無についても項目に加えて確認していきます。	○	令和 7 年度

No. 22

## 監査内容

報告書の頁 53

指摘	(1) 公費で負担すべき支出 往査の対象とした学校の中に、学年費からインクトナ一代を支出していた学校があった。 令達予算（公費）の年度支出執行の締め切りに間に合わなかったため、学年費（私費）から支出したとのことである。 インクトナ一代は、児童生徒に直接還元される経費ではなく、教育活動のために学校が必要とする消耗品費であるため、保護者の負担ではなく、公費で負担する必要がある。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	市立小中学校の全校へ指摘事項等の内容を周知し、公費（令達予算）から支出する費用と私費（学年費等）から支出する費用について改めて確認のうえ、適切な執行を行うよう注意を促しました。 毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は私費会計からの適切な執行についても項目に加えて確認していきます。	◎	令和 7 年度

No. 23

## 監査内容

報告書の頁 54

意見	<p>(2) 保護者との意見交換</p> <p>学校徴収金の内容、金額等について、書面での説明、保護者会での説明を行っている学校もあるが、多くの学校は、さくら連絡網（メール）による通知のみであり、保護者への詳細な説明や意見交換等は行われていない。</p> <p>メールによる通知のみでは、保護者の考え方を聞き、それを反映する機会がなく、現状は、学校から保護者へ徴収額を通知するだけの一方通行となっていると考えられる。</p> <p>学校運営協議会やPTA評議会の場を利用するなどの方法により、学校徴収金についても、保護者の考え方を聞く機会を設けることが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	<p>入学説明会や保護者懇談会、学校運営協議会など、機会を捉えて保護者へ説明するよう、市立小中学校の全校へ通知しました。</p> <p>毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は徴収金の説明状況についても項目に加えて確認していきます。</p>	○	令和7年度

No. 24

## 監査内容

報告書の頁 54

意見	<p>(1) 決算書と通帳残高との不整合</p> <p>PTA資源回収会計の決算書において、3月25日の入金が決算に反映されてなく、決算書残高と通帳残高とが一致していない学校があった。</p> <p>これは、3月26日にPTAが学校に来ることになっており、監査をその日に行ってもらうため、3月24日現在で決算書を確定させたことによるものである。</p> <p>3月24日付の決算書により、PTAによる監査、PTA総会での承認は行われているため、3月25日の入金は、翌年度の収入として取り扱われることとなる。</p> <p>期をまたぐ処理となるため、本来は、入金後に決算を確定させるべきである。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	<p>当該年度にかかる収入・支出を確定、記帳したうえで、決算資料を作成し監査を受けるよう、市立小中学校の全校へ通知しました。</p> <p>毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は適正な会計処理の実施状況についても項目に加えて確認していきます。</p>	○	令和7年度

No. 25

## 監査内容

報告書の頁 54

意見	(2) 予備費の使用 PTA会計の予算に予備費を計上している学校があった。 予備費を保護者から徴収することは、具体的な使用目的や購入品が決まっていないにもかかわらず、保護者に支払いを求める事になるため、本来あるべき姿ではないと考える。 予備費を計上し、それを保護者から徴収するという取り扱いは、可能な限り、避けることが望ましい。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	可能な限り予備費の計上を避け、想定している支出について、適切な科目での予算計上を検討するよう、市立小中学校の全校へ通知しました。 毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は適正な会計処理の実施状況についても項目に加えて確認していきます。	○	令和7年度

No. 26

## 監査内容

報告書の頁 55

意見	振込手数料有料化への対応 各学校でヒアリングした限りでは、事務員等が他校の対応状況を知る機会は限られており、対策に苦慮している様子が見受けられた。 対応方法については、教職員組合が窓口となり、周知が行われているが、教育総務課においても、各学校における返金自体を減らす工夫や、現金手渡しをする際の管理体制など、関連する情報を提供することが望ましいと考える。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	インターネットバンキングの利用状況や返金方法、返金自体を減らす工夫、現金渡しをする際の管理体制等について、全ての市立小中学校の現状を確認しました。また、参考となる取扱い事例をまとめ、全校へ情報提供しました。	○	令和7年度

指摘	<b>教員・事務職員の職務専念義務の免除</b> 監査人のヒアリングにおいて、教職員の職務専念義務の免除について、教育委員会の承認を得ていないと回答した学校があり、中には、手続が必要となることを理解していないと思われる担当者もいた。 教職員の職務専念義務の免除については、法令規則等に準拠した処理が必要である。免除の手続について、担当者の理解が不足していることも考えられるため、教職員課から事務職員等への周知を徹底する必要がある。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教職員課	令和7年4月28日に各小中学校長及び市立高等学校長宛てに通知を発出し、職務専念義務の免除について、浜松市教育委員会専決規程で定める小中学校長の専決事項と高等学校長専決事項の一覧を周知しました。また、校長専決以外の事項については教育委員会の承認が必要となる旨も、当該通知で周知しました。 なお、当面の間、地区担当者が毎年実施している学校訪問の際に、学校長、教頭及び事務職員へのヒアリング、また、校長専決事項については書面により適正な事務手続きが行われているか確認することとしました。	◎	令和7年度

指摘	<p>(1) 体育施設 小中学校の体育施設の貸し出しについて、学校ごとのルールに基づき、施設運営利用委員会によって実際にどのように運用されているかの実態を、市が把握しているとは言えない状況である。</p> <p>「浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準」によれば、施設運営利用委員会に管理運営を委託しているのは教育委員会である。施設利用運営委員会の運用状況について、教育委員会は委託者としての管理責任を負っており、教育委員会の事務の補助執行を行っているスポーツ振興課にも管理責任があるはずである。</p> <p>関係各課は、各学校における実態の把握に努め、委託者としての管理責任を果たす必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>市から各学校の施設運営利用委員会への管理運営の業務委託については、令和5年度で終了し、令和6年度から小中学校の体育施設専用の予約システムにより、市が直接許可をしています。</p> <p>施設利用許可については、基本的に先着順で申請を受け付けていますが、地域スポーツの拠点として地域の意見を考慮した利活用を進める観点から、一部施設においては引き続き施設利用運営委員会の意見を踏まえた上で利用を許可することとしております。</p> <p>なお、小中学校の体育施設の貸し出しについては、浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まつぼっくり」への令和9年度以降の統合を目指しており、その際は、すべての学校施設において統一したルールに基づいた運用とするよう見直しを図ってまいります。</p>	◎	令和6年度

No. 29

## 監査内容

報告書の頁 64

意見	<p>(2) 地域連携室</p> <p>学校内の施設を地域連携室として貸し出し、PTAや学校支援者が使用している学校がある。使用に際しては使用簿を記入してもらっているが、使用許可の手続きや使用料の徴収はなく、鍵はPTA会長が管理しているため、教職員の管理対象外となっている。</p> <p>外部からの入退室が可能であることから、不測の事態が生じた際の責任の所在などについて、検討しておくことが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	<p>使用許可については、PTAが学校教育と密接に関連しており、その活動は学校教育の一環とみなすことができる面もあることから、PTAの運営や活動のために学校施設を使用することに関しては、使用許可の手続きは不要と判断しました。</p> <p>また、使用簿を整備していない学校もあったことから、PTAが学校施設を使用する場合には、使用者の責任が明確になるよう必ず施設使用簿を整備することとし、令和7年4月に改訂した事務の手引きに掲載するとともに、全学校に周知しました。</p>	○	令和7年度

No. 30

## 監査内容

報告書の頁 69

指摘	<p>1 通帳・印鑑等の管理方法</p> <p>現状の管理方法では、通帳と印鑑の管理責任者が同一となっている。また、金庫の鍵の保管、鍵の開閉等について、明文化されたルールではなく、慣習的な運用となっている。</p> <p>これまで特に問題が起きているわけではないが、市立高校が多額の資金を有し、入出金の処理をしている現状を考慮すると、預金に関する不正リスクに対しては、厳重な管理が必要と考える。</p> <p>現行の運用方法に問題がないか、今一度見直しを行い、管理責任者の明確化、管理責任者が不在の場合の運用方法などについて、ルールを明文化しておく必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>学校で保管している校納金等の預貯金通帳は、キャッシュカードを作成しておりません。そのため、出金時には、出金伝票に銀行印の押印が必要です。</p> <p>不正リスクを回避するため、銀行印と通帳を別々の金庫に保管するとともに、その鍵の管理にあつては校長と事務長がそれぞれあたることにいたしました。また、管理者が不在の場合は、次席の役職にある職員が取り扱うようルール化いたしました。</p>	◎	令和7年度

意見	<p>(1) 備品登録</p> <p>備品台帳に登録されている 2,613 件のうち 1,521 件、6 割弱の備品は、後日に登録されたものであった。その中には、後日、推定価額で登録されたと考えられるものもある。規則上、推定価額による登録が認められているとはいえ、取得当時においては、当然、取得価額を把握していたはずであり、登録漏れ等がなければ、取得価額で登録されていたものである。</p> <p>2019 年 4 月 1 日以降の登録漏れはなく、過去の事象ではあるが、今後も登録漏れが生じないよう、取得後速やかに備品台帳への登録を行う必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>備品等の購入にあっては、校内で購入時期を定め、概ね年 2 回に分けて購入しています。そのため、備品の登録時期もほぼ同時期となることから、担当者が年間の業務予定に組み込むことで登録漏れなどの防止を図ります。</p> <p>なお、2019 年 4 月以降、備品の登録漏れはなく適切に処理が行われていることから、引き続き適時適切に事務処理を実施してまいります。</p>	○	令和 7 年度

No. 32

監査内容

報告書の頁 72

指摘	<p>(2) コンピューター          使用見込みのないパソコンについては、データの消去など、所要の手続きを行い、早急に処分することで、管理の手間を軽減するとともに、データ流出のリスクをなくしておくことが必要である。</p> <p>これらのパソコンは、必要端末の精査を行い、予算を確保したうえで廃棄処分の手続きを進めていく予定であるとのことであった。</p> <p>現状の保有はやむを得ないが、使用見込みの判定と廃棄を可能な限り早期に行うためにも、備品の棚卸時には、数量の確認のみならず、使用状況の確認についても併せて行うことが必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>現在、令和7年8月末に実施する備品調査に併せて、使用見込みのないコンピューターの確認を行っているところです。その結果、使用見込みがないものを把握した場合は、そのデータの消去を含め、廃棄するための予算措置を行い、令和8年度中に確実に廃棄処理を実施いたします。</p> <p>なお、今後もコンピューターを適切に管理するため、使用の有無について定期的に確認し、使用していないものは廃棄等を行い、管理に係る負担軽減とデータ流出による情報漏洩等のリスクの削減に努めてまいります。</p>	◎	令和7年度

No. 33

監査内容

報告書の頁 73

指摘	<p>薬品管理          塩酸、硝酸、硫酸、過酸化水素水の劇物4点は、1年間の使用実績に比べ、保有している量が非常に大きく、必要最少量の保有とはいえない状態である。また、未使用となっているものが多いが、計画的な廃棄処理が行われてきたわけでもない。</p> <p>このような未使用の薬品についても、マニュアルに記載のとおり、保有する薬品类の量は、常に必要最少量にとどめ、使用する予定のない不要薬品は計画的に廃棄することが必要である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	学校における薬品管理マニュアル（改訂版）に沿って、保有する薬品を適切に保管・管理するため、その量については必要最小量とするよう必要なない薬品は計画的に廃棄してまいります。		措置対応中

指摘	<p>(1) 公有財産台帳への入力 浜松市公有財産管理規則と浜松市立高等学校管理規則では、財産の取得があれば、直ちに公有財産管理台帳に入力することを定めているが、市立高校では、年度末に一括入力しており、その都度の入力は行われていない。</p> <p>監査日（令和6年12月9日）時点で、担当者に確認したところ、今年度も未入力であった。</p> <p>浜松市公有財産管理規則と浜松市立高等学校管理規則に違反している状態のため、規則に則った処理が必要である。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>令和6年度にあつた財産の取得等については、年度末までに公有財産管理台帳への入力作業が完了していることを確認しました。</p> <p>令和7年度からは、浜松市公有財産管理規則及び浜松市立高等学校管理規則に基づき、財産の取得等があつた場合は、直ちに公有財産管理台帳へ入力を行うとともに、管理職が年3回（7・11・3月）入力状況を確認するなど、適正な事務処理を実施いたします。</p>	◎	令和7年度

指摘	<p>(2) 資産更新時の重複計上</p> <p>平成4年度に取得した建物について、公有財産台帳上は、建物附属設備等を区分しておらず、一括して計上している。この公有財産台帳の情報を使用して減価償却費を算定すると、耐用年数の異なる資産を一括して償却することとなり、市の貸借対照表価額が正しいものとはならない。</p> <p>また、修繕などにより設備の取替が行われた場合、新たな資産の計上は行われているが、旧資産の除却処理は行われていない。そのため、当該資産は、新旧資産が重複計上されている状況となっている。</p> <p>ここでは、市立高校の事例を取り上げ、会計上の問題点を述べている。この点について、総務省は、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、建物本体と附属設備を分け、取替を行う単位で固定資産台帳に記載することを求めていた。しかし、浜松市では、平成27年のマニュアル公表後、現在に至るまで、市立高校の記載例と同じ処理が行われている。市が貸借対照表を作成し、市民に公表している以上、総務省のマニュアル・手引きに基づいた処理が必要である。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
アセットマネジメント推進課	<p>「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」においては、原則は建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとなっていますが、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとされています。ただし、その場合であっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれるとされています。</p> <p>本市においては、公会計制度が開始される前の建物については、建物本体と付属設備の分割発注等をしていないこと、当時の詳細な資料が必ずしも保管されているわけではないことから、建物本体と附属設備の内訳を算定することができない状況です。そのため、公会計制度が開始される前の建物は、建物本体と附属設備を一体とみなして登録しており、それ以降の新規登録分については、耐用年数ごとに分割して登録することで同手引きに則った対応をしています。</p> <p>なお、耐用年数経過前に設備更新を行う場合は、旧資産について財産処分（除却）を行うようマニュアルを変更しました。</p>	◎	令和6年度

No. 36

監査内容

報告書の頁 76

指摘	<p>(3) 資産計上の金額</p> <p>市立高校では、「資本的支出と修繕費の判断基準」（財政課作成）にしたがい、アセットマネジメント推進課に確認をとりながら、資産の登録を行っているとのことである。しかし、基準を満たしていないにもかかわらず、資産登録されているものがあった。</p> <p>浜松市の求めるるべき資産計上とはならない可能性があるため、判断基準にしたがった処理が必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>財政課が作成した「資本的支出と修繕費の判断基準」について、課内の関係する職員で理解を深めるため、研修を開催するとともに、課員にも朝礼時に周知いたしました。課内で共通理解を図るとともに、疑義が生じた場合は速やかに関係課へ確認することを徹底し、適正な事務処理を実施いたします。</p> <p>なお、指摘された「プール棟東側植栽帯修理」については、資産登録から削除いたします。</p>	◎	令和7年度

No. 37

監査内容

報告書の頁 77

指摘	<p>(4) 取得価格の記載</p> <p>過去の事象ではあるが、取得価格の記載についても、浜松市公有財産管理規則や関連マニュアルに基づいた適切な運用が行われていない事例が見受けられた。市立高校では、公有財産台帳の記載に対する理解が十分ではないようである。</p> <p>公有財産台帳は、浜松市が正確な貸借対照表を作成するための基礎となる重要な情報である。今後は、台帳記載に対する理解を深めるとともに、規則やマニュアルに基づいた適切な処理が必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>公有財産台帳の記載に対して、課内の関係する職員で理解を深めるため、研修を開催するとともに、朝礼時に課員に周知いたしました。課内で共通理解を図り、適正な事務処理を実施いたします。</p> <p>なお、指摘された3件については、公有財産台帳を修正いたします。</p>	◎	令和7年度

No. 38

## 監査内容

報告書の頁 77

意見	<p>(5) 公有財産台帳の活用 公有財産管理台帳は、浜松市公有財産管理規則にしたがい作成されているが、実務において活用されてはいない。 市立高校では、施設と設備の台帳と呼べるものは、公有財産管理台帳のみである。長寿命化計画に沿った修繕を計画に進めていくためにも、公有財産台帳の活用は有用であると思われる。 「(1) 公有財産台帳への入力」でも述べたとおり、台帳に記載されている情報は、タイムリーな情報ではないため、適時更新することとし、台帳の活用方法についても検討することが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	今後、施設と設備の修繕を計画的に執行する上で、公有財産台帳の活用は有用であるため、適時適切に更新を行うとともに、校内でその活用方法について検討してまいります。		措置対応中

No. 39

## 監査内容

報告書の頁 82

指摘	<p>施設の老朽化① 学校施設の老朽化に対しては、令和3年度に劣化調査を実施しているが、調査実施後、約2年が経過する中で、調査結果を反映した修繕計画については、これまで策定してこなかった。計画がない状態で実施されている修繕は、事後的で対症療法的な対応にとどまっており、予防保全的な対応はできていない。 施設の老朽化は、今後もますます進むと考えられる。施設の老朽化により、生徒の学校生活が停止することができないように、長期的な修繕計画を策定し、現状の対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換を図る必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	施設の老朽化により、生徒の学校生活が停止することができないよう、長期的な修繕計画を早急に策定できるよう関係各課と協力し、策定してまいります。		措置対応中

No. 40

## 監査内容

報告書の頁 82

指摘	<p>施設の老朽化② 劣化調査の実施から約2年が経過しているにもかかわらず、修繕計画が策定されていない理由として、市立高校の事務員に技術職がないことが挙げられる。また、市立高校の事務員は、施設以外の日常業務に追われている印象を受ける。</p> <p>このように、技術職が不在の中で、日常業務に忙殺される事務職員に、老朽化した施設の長寿命化計画や修繕計画の策定を求めるのは、そもそも無理があると考える。</p> <p>現行の組織体制のままでは、長寿命化計画や修繕計画が策定されないまま、老朽化が進み、状況がさらに悪化することが懸念される。</p> <p>まずは、老朽化対策を進めるための最適な組織体制を検討する必要がある。そのうえで、新たな体制のもと、計画の策定や予防保全的な対応など、実務的な取り組みを進めるべきである。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	施設及び設備の老朽化対策を進めるため、現行の組織体制を見直し、職員配置計画にて技術職員の配置や、外部委託による長寿命化計画等の策定について検討してまいります。		措置対応中

No. 41

## 監査内容

報告書の頁 83

指摘	(1) 事業者との協議 購買業務に係る行政財産使用許可書「注9」では、「販売の形態・取扱商品の選定・販売価格については、浜松市立高等学校長と協議のうえ決定すること」と定められているが、監査した時点では、協議は行われていなかった。 校長と事業者との協議を行い、適正な業務運営を図っていくことが必要である。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	行政財産使用許可書に定めてあるとおり、販売の形態・取扱商品の選定・販売価格について、事業者と学校長と定期的に協議を行い、それを記録として残してまいります。		措置対応中

No. 42

## 監査内容

報告書の頁 84

指摘	<p>(2) 財務書類の提出 行政財産使用許可書では、「注 12」で年 1 回浜松市立高等学校の購買業務の財務状況について、浜松市立高等学校長に書類を提出することとなっているが、監査の時点では、事業者からの提出はなかった。 学校側から事業者に財務書類の提出を求め、財務内容について把握しておく必要がある。 また、令和 6 年度の「行政財産使用許可書」では、「注 12」の記載が削除されている。これは、財務書類の提出がない現状に合わせ削除したことであったが、継続的な運営を求めるのであれば、財務状況の確認は必要である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	購買事業の継続的な実施にあっては、事業者の財務面の安定的な事業運営も重要な要素であることから、事業者から年 1 回の財務状況の確認を実施してまいります。		措置対応中

No. 43

## 監査内容

報告書の頁 84

意見	<p>(3) 同一業者による長期の使用 購買業務に係る売店等について、現状では、同一の業者が、28 年間という長期にわたり、学校施設を使用している。特に生徒からの不満が出ているわけではないようであるが、業務内容からすると、同一業者でなければいけない専門性はあまりないと思われる。 長期にわたる業者固定となっているため、他の業者の参入機会を提供することも必要であり、何年かに 1 度は、契約の見直しをしたほうがよいと考える。 生徒に対するアンケートを実施するなど、生徒のニーズを把握し、ニーズに合致した業者選定を行うことが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	今後の購買事業にあっては、長期的に業者が固定化することができないよう、選定方法を検討してまいります。また、生徒会を通じて生徒に対してアンケート調査を行うなど、生徒のニーズを把握し、ニーズに合わせた業者選定となるよう努めてまいります。		措置対応中

No. 44

監査内容

報告書の頁 85

意見	講堂
	<p>現状、3基ある空調設備が故障中であり、修繕には3億円を要する見込みである。一度に予算化することは難しいため、とりあえず1基を修繕することになっている。</p> <p>今年のような猛暑の中、空調が使えない状況では、講堂の使用を制限せざるをえない。講堂の在り方を検討し、早急に修繕のうえ、学校内外での利用促進を図るのか、利用に制限がかかるとしても経費の発生を抑えるのか、方針を明確にする必要がある。現状、今後とも外部の利用が限定され、生徒の利用がほとんどということであれば、それに見合った修繕計画にしていくことも必要と思われる。</p>

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	校内において、講堂の在り方について検討するとともに、学校施設の老朽化対策を進め、できる限り早急に修繕計画等を策定し、修繕を実施してまいります。		措置対応中

No. 45

監査内容

報告書の頁 87

指摘	(1) 生徒会費 ①決算書と決算報告
	<p>生徒会費の決算書については、決算書（案）はあるが、作成者（生徒会長）と担当者（先生）の署名・押印のある原本が存在しない。市立高校は、確定した決算書に作成者と担当者の署名・押印をしたうえで、原本として保管する必要がある。</p> <p>また、生徒会費については、保護者への決算報告も行われていない。生徒会費は保護者徴収金であり、学校には、徴収者として保護者への説明責任があるため、決算報告を実施すべきである。</p>

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>生徒会費の決算書については、作成者及び担当者の署名・押印を実施し、その原本は学校で適切に保管してまいります。</p> <p>また、保護者への説明については、PTA理事会等にお諮りした上で適切な時期に実施してまいります。</p>		措置対応中

No. 46

監査内容

報告書の頁 89

指摘	<p>(1) 生徒会費 ②生徒会費に含まれる部活動費 生徒会費のうち、部活動事業費が支出全体の3分の2を占めている。また、保護者は、別途 P T A会費として部活動後援費を支払っている。 実質的には部活動費であるものを生徒会費として徴収している現状の方法については、受益者負担の原則や目的外使用などの観点から、見直しを検討する必要がある。 また、前述したとおり、生徒会費の決算報告は行われていないため、生徒会費の名目で部活動費が徴収されていることを知っている保護者は少ないと思われる。学校徴収金の決算の透明性を確保し、保護者への説明責任を果たすこと必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	<p>生徒会費における部活動費の取扱いについては、生徒会及び生徒会担当教員等と見直しについて検討してまいります。 また、学校徴収金の決算の透明性を確保するため、保護者への説明については、P T A理事会等にお諮りした上で適切な時期に実施してまいります。</p>		措置対応中

No. 47

監査内容

報告書の頁 89

指摘	<p>(2) 会計監査 P T A会費については、会計監査が実施されているが、学校徴収金（学年費・積立金・生徒会費）については、すべて会計監査が実施されていない。 小中学校では、学年会計の手引きに「校長は、毎年度当初に会計監事を指名」し、「当該年度の会計処理がすべて終了した後、適切な時期に会計監事の監査を受ける」ことが定められており、実際に運用されている。 私費会計として、保護者から多額の徴収をしている以上、会計監査を実施し、結果を報告しないと、保護者への説明責任を果たしたことにはならないと考える。 学校徴収金についても、P T A会費と同様、会計監査を実施し、監査結果を保護者へ報告する必要がある。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	学校徴収金についてもP T A会費と同様に会計監査を実施し、監査結果を保護者への説明ができるよう検討してまいります。		措置対応中

No. 48

監査内容

報告書の頁 89

意見	(3) 保護者との意見交換等 学校徴収金の内容と金額について、保護者に対する通知は行っているが、保護者への詳細な説明や意見交換等は行っていない。 現状では、学校から保護者へ徴収額を通知するだけの一方通行となっており、保護者の考えが反映される機会がない。 学校から保護者へ徴収額を通知するだけの一方通行よりも、学校運営協議会やPTA評議会の場を利用するなどの方法により、保護者の考えを聞く機会を設けることが望ましい。

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	学校徴収金については、PTA理事会において、保護者から意見を徴取し、PTA総会等において協議してまいります。		措置対応中

No. 49

監査内容

報告書の頁 90

意見	(1) 進路指導費 令和5年度においては、前期からの繰越が1,918,028円あり、翌期への繰越是2,711,023円となっており、次期への繰越額が増加している。 進路指導費として徴収した額を翌期へ繰り越し、その金額を将来の生徒のために使用することは、負担者と受益者が異なることになる。 本来、当期の生徒から徴収した進路指導費は、当期の生徒のために使用されるべきであり、次期以降の生徒のために使用すべきものではないと考える。 繰越額が増加しつつあるため、現行の徴収額が妥当であるのか、また、繰越額をどのように処理すべきかなど、PTA総会などの機会を利用して、検討することが望ましい。

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	当期の生徒から徴収した進路指導費が、その生徒のための使用となるよう現行の徴収額を精査するとともに、繰越額の処理についてはPTA理事会等において協議してまいります。		措置対応中

No. 50

## 監査内容

報告書の頁 91

意見	(2) 定期預金 普通教室のエアコン設置が、市の一般会計で行われるようになり、今後は更新費用をPTAが負担する必要がなくなっている。 エアコンの更新費用に使用するために積み立てた定期預金については、今後は当初の目的で使用されることはないとため、PTA総会などの機会を利用して、今後の使途などについて検討することが望ましい。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	当初の目的として使用することがなくなったことから、PTA理事会等において今後の使途について協議し、PTA総会に諮ってまいります。		措置対応中

No. 51

## 監査内容

報告書の頁 91

指摘	事務職員の職務専念義務の免除 市立高校では、事務員（行政職員）がPTAに関する業務を行うことがあるが、職務専念義務の免除について、校長の専決事項として決裁が行われているわけでもなく、教育委員会の承認も得られていない。法令規則等に準拠した処理が必要である。 なお、PTAに関する業務は、校長の専決事項であるため、市立高校においても、必要に応じて校長の決裁を得るように、内部でのルールを検討しておく必要がある。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市立 高等学校	PTAに関する業務に従事する際の職務専念義務免除のルールについては、浜松市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例等の規定により、必要な都度、教育委員会に対し、職務に専念する義務の免除願を提出し、校長の専決により承認を得る必要があることを確認しました。 令和7年度については、PTAに関する業務について年間のスケジュールを確認し、把握できるものについて免除願を提出し、校長の承認を得ました。 今後も職務専念義務の免除について、適切な事務処理を行ってまいります。	◎	令和7年度

指摘	<p>時間外在校等時間① 目標と実績との乖離</p> <p>令和5年度の時間外在校等時間の実績は、令和6年度までに達成することを目指す浜松市の目標との乖離が大きい。</p> <p>浜松市の原則的な目標である「年360時間以内の時間外在校等時間」を達成するためには、年間360時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について、1人あたり年間272時間（43%）の時間外在校等時間の削減が必要である。</p> <p>また、浜松市の例外的な目標である「月100時間以内・年720時間以内の時間外在校等時間」を達成するためには、年720時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について1人あたり年間210時間の時間外在校等時間（23%）の削減が必要である。これだけの時間外在校等時間に係る業務を単純に削減することは、現実的ではないと考えられる。</p> <p>以上より、令和6年度までに浜松市の目標を達成することは困難であると考えられる。</p> <p>この点、長時間の時間外在校等時間を放置することには、労働安全衛生上の懸念がある。</p> <p>したがって、長時間の時間外在校等時間の要因を特定したうえで、その要因を解消するための具体的かつ長期的な目標を設定し、浜松市全体として継続的かつ効果的に目標達成のために取り組むことが必要であると考える。</p>
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教職員課	浜松市では、学校における働き方改革のための業務改善方針において、「年360時間以内の時間外在校等時間」を目標数値として設定していますが、目標との乖離が生じているため、時間外在校等時間が長時間となっている要因を特定する仕組みを構築し、特定した要因を解消するための具体的な目標を再設定することに加え、目標達成のための効果的な取り組みを実施します。		措置対応中

No. 53

## 監査内容

報告書の頁 102

指摘	<p>時間外在校等時間② 定量的な要因分析 教職員課は、個人別の時間外在校等時間を月次で集計・分析してレポートにまとめており、時間外在校等時間が多い教職員及びその上司に対して注意喚起を行うとともに、労働安全衛生上の必要な措置を行っている。しかしながら、教職員課は、教職員全体の時間外在校等時間の要因について、定量的な分析を必ずしも実施していない。 時間外在校等時間の要因に関する定量的な情報が不足していると、潜在している問題点や課題等に対して、有効な対処策を適時に施せくなるおそれがある。 したがって、教職員全体の時間外在校等時間の要因を、何らかの形で常に定量的にモニタリングする仕組みを整備する必要があると考える。また、時間外在校等時間の要因を定量的に特定することで、客観的なデータの裏付けをもとに、時間外在校等時間に係る目標達成のための取り組みを行うことができると考える。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教職員課	時間外在校等時間の要因を特定するため、要因ごとに時間外を集計する仕組みを構築し、時間外在校等時間に係る目標達成のための取り組みを実施します。		措置対応中

No. 54

## 監査内容

報告書の頁 114

指摘	<p>時間外在校等時間③ 特定の教諭等への業務の偏在 特定の教諭等へ時間外在校等時間が偏在しており、その偏在のは正が行われていない。仮に是正活動を行っていたとしても、実績からすれば効果は出ていない。 また、時間外在校等時間の要因について、定量的なデータの把握に加え、定性的な分析も行われておらず、詳細な情報が不足している。 特定の教諭等への時間外在校等時間の偏在を放置することは、労働安全衛生上の懸念がある。また、特定の教諭等へ業務負荷が集中することは各学校が諸課題に組織として対応できていないことを示唆しており、仮に特定の教諭等が体調不良等で業務を実施できなくなった場合などに、必要な業務が滞るおそれがある。 したがって、特定の教諭等への業務の偏在を是正するため、部活動、分掌業務、生徒指導、学習指導など、時間外在校等時間の要因となっている業務内容の実態分析を行い、必要に応じて見直しを実施することが必要であると考える。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教職員課	時間外在校等時間の要因を特定するため、要因ごとに時間外を集計する仕組みを構築し、時間外在校等時間に係る目標達成のための取り組みを実施します。		措置対応中

指摘	<p>自宅での業務の実施① 自宅での業務実態の把握      自宅での業務実態の把握に関連し、以下4点の問題点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自宅で業務を実施している教職員のほとんどが、自宅での業務時間に出退勤システムに登録していない。</li> <li>②正式に上司に対して自宅での業務実施を報告している者は少なく、各学校が組織として自宅での業務の実施状況を管理していない。</li> <li>③自宅での業務の実施を上司が把握していないと推測している者が半数弱を占めるなど、部下である教職員の業務負荷等を、上司が正確に把握できていない。</li> <li>④超過勤務時間規制回避や上司の指導により、自宅で業務を実施している者が一定数存在している。これらは、自宅で業務を実施する理由として合理性があるとは言えない他、文部科学省が定めるガイドラインに抵触している可能性がある。</li> </ul> <p>上記の問題点を放置した場合、各教職員の業務負荷や業務内容を正確に把握することができなくなり、校務分掌の決定、人事評価、人員配置、採用活動など、校長や教育委員会などが行う重要な意思決定を誤らせるおそれがある。</p> <p>したがって、教職員の自宅での業務の実施状況を把握するためのルールと仕組みを整備し、運用することが必要であると考える。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教職員課	<p>基本的な考え方として、児童生徒の個人情報が含まれた資料を持ち帰ってのテスト採点等は、セキュリティ保護の観点から、自宅で実施すべき業務ではありません。</p> <p>また、授業で必要な教材の準備や学校運営に関する業務等を自宅で実施することも、教職員の業務状況を正確に把握できないため、適切ではありません。</p> <p>上記について、校長等の管理監督職と全教職員に対し周知するとともに、教職員が自宅に業務を持ち帰っていないか、定期的に調査する方法を検討いたします。</p>		措置対応中

指摘	<p>自宅での業務の実施② 情報漏洩リスク      情報漏洩リスクに関して、以下3つの観点からの問題がある。</p> <p>○観点1：個人情報の持ち出し      特に「テストの採点」や「成績処理」を自宅で実施することについては、個人情報を自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していない。      仮に採点のためにテスト用紙を持ち帰った場合など、個人情報が記載されている紙面を持ち出している場合、個人情報を自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していない。</p> <p>○観点2：個人PCの使用      浜松市が契約している専用クラウドスペースに係るセキュリティ対策が十分になされていたとしても、個人所有のPCへのセキュリティ対策は各教職員任せとならざるを得ない。</p> <p>○観点3：貸与PC持ち帰りに係る事務手続の不備      教頭等の管理職が貸与PC持ち帰りの実態を把握できていないケースがある。また、貸与PCを自宅に持ち帰る際に、予め定められた承認手続が取られていない可能性がある。</p> <p>上記3つの観点からの問題を放置すると、個人情報が記載された紙面の紛失、個人所有PCの情報セキュリティ対策の不備、貸与PCの紛失や不適切な使用などを要因として、個人情報などの機密情報が外部に漏洩するおそれがある。</p> <p>したがって、例えば、以下のようないくつかの対策を講じることが必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護や機密管理の観点から、勤務先である学校の外に持ち出してもよい情報を明確化し、例示列挙すること</li> <li>・個人所有PCで業務を実施することの危険性を、教職員に周知すること</li> <li>・貸与PCを勤務先である学校の外に持ち出す際の承認手続を徹底すること</li> <li>・貸与PCのログイン履歴と出退勤履歴との整合性をサンプリングベースで定期的に確認すること</li> </ul>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教職員課	<p>個人PCの使用や貸与PCの持ち帰りについては、「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」や「学校情報セキュリティ実施手順」を整備していますが、周知が不足しており、手続きに不備がある場合があると認識しています。</p> <p>従来から禁止している個人情報の持ち出しと併せて、改めて周知徹底していきます。</p>		措置対応中

意見	<p>自宅での業務の実施③ 自宅での業務の実施に関するルール</p> <p>半数弱の者が週に2～3回以上自宅で業務を実施しており、家庭等の事情などやむを得ない事情により自宅で業務を実施している者が多い。一方で、教職員課によれば、浜松市として、教職員が勤務時間終了後に自宅で業務を実施することを想定しておらず、教職員の勤務実態と教職員課による認識との間に乖離がある。</p> <p>前述のとおり、自宅での業務の実施を無秩序に認めた場合、各教職員の業務負荷や業務内容を正確に把握できなくなるおそれがある。一方で、相当数の教職員がやむを得ない事情により自宅で業務を実施していると考えられるため、一律的に自宅での業務の実施を禁じた場合、教職員の勤務実態と乖離した、遵守が難しい規制を課すことになるおそれがある。</p> <p>したがって、自宅での業務実施を原則禁止とする一方で、事前申請を要件とするなど、一定のルールを課したうえで、自宅での業務を許容することも検討すべきと考える。また、自宅で円滑かつ安全に業務を行えるよう、情報通信システム等の整備を進めることが望ましいと考える。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教職員課	<p>現状においては、セキュリティ保護などの観点から、自宅での業務は実施すべきでないと考えます。</p> <p>取り急ぎ、上記について、校長等の管理監督職と全教職員に対し周知するとともに、教職員が自宅に業務を持ち帰っていないか、定期的に調査する方法を検討します。</p> <p>併せて、今後、自宅での業務を許容することの可否についても検討してまいります。</p>		措置対応中

意見	<p><b>食材費高騰への対応</b></p> <p>学校給食の調理現場では、食材費の高騰に対し、高価な食材の使用頻度を減らす、安価な食材の使用頻度を増やす、量を減らすなどの対応を行っている。その結果、学校給食におけるエネルギー摂取量は、許容範囲内ではあるものの、学校給食摂取基準の基準値を下回る水準となっており、下限値に向かい低下している。また、ビタミンC、カルシウム、鉄の栄養素が基準値未満となっている学校もある。</p> <p>栄養教諭等に対するアンケート調査の結果、今後さらに食材費が2～3%程度上昇したと仮定した場合、許容されるエネルギー量の献立作成が可能という回答はなく、作成できるかどうか不安または不可能との回答がすべてを占めていた。</p> <p>市は、学校給食のエネルギー量とその他栄養素の摂取基準値を満たす献立を提供できるよう努める必要がある。</p> <p>今後の物価上昇により、エネルギー量が下限値を下回ることも考えられるため、健康安全課は、学校給食費に係る保護者負担額の引き上げや公費負担の増額について、継続的に検討する必要がある。また、給食のエネルギー量が下限値を下回る学校が出ないよう、栄養教諭等から現場の情報を随时入手し、調理現場のサポート体制を強化することも重要である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康安全課	<p>学校給食摂取基準を満たす献立を提供するためには、適切な食材費を確保する必要があります。</p> <p>このため、引き続き、物価高騰に対する国の交付金を活用するとともに、今後の献立作成における適切な栄養摂取量の基準、食材選定、提供方法及び食材に係るコストの適正化等について、令和7年1月に設置した「学校給食の提供に関する検討委員会」において、外部の有識者等の意見も取り入れて検討します。</p> <p>また、経費の負担についても、学校給食の無償化を含めた保護者負担の軽減を検討する国の動向等を注視しながら、継続的に検討します。</p> <p>なお、栄養教諭等に対しては、従前から実施している献立作成委員会や研修内容の充実等を通して、情報共有やサポート体制を強化します。</p>		措置対応中

指摘	<p>学校給食への異物混入①          浜松市の学校給食においては、令和6年7月に2件の異物混入事案が発生している。          学校給食への異物混入を未然に防ぐため、学校給食用備品及び消耗品の日常点検と定期点検をより強化する仕組みを構築するなど予防保全的な対応が必要である。          具体的には、異物混入のおそれがある調理器具については、日常点検を徹底する、あるいは、8月に実施した緊急点検レベルの内容を定期点検に取り込むなどの方法が考えられる。          また、専門業者の点検が入る機会の少ない直営調理校については、学校教育部等または外部から技術者を派遣するなど、定期点検を支援する仕組みについても検討が必要である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康安全課	<p>令和7年3月に「学校給食における異物混入対応マニュアル」を改正し、異物混入未然防止対策として、調理場内の点検に関する項目を追加しました。          日常点検については、使用者が使用前・後それぞれの点検結果を記録するように、令和7年4月から給食日誌の様式を変更しました。          定期点検については、令和6年8月に実施した学校給食用備品・消耗品の総点検を毎年継続して実施することとしました。また、その際、直営調理校において判断に不安がある場合には、健康安全課の職員が聞き取りや現地確認を行うことにより支援することとします。</p>	◎	令和7年度

指摘	<b>学校給食への異物混入②</b> 浜松市の学校給食においては、令和6年7月に2件の異物混入事案が発生している。この異物混入事案を契機として、学校給食用備品と消耗品の緊急点検を実施した結果、「D 問題があつて使用できない（使用不可能）」や「E 使用していない（不要）」と判断された備品等が多くあることが判明した。複数の学校で使用不可能なものや不要なものが、修繕または処分等の措置が行われることなく、保管されていたことになる。これらの備品等について、修繕または処分など、必要な対応を進めるとともに、他の備品等についても、日常的に適切な維持管理に努める必要がある。
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康安全課	例年実施している学校給食従事者研修会等において、引き続き、備品・消耗品等の適切な維持管理及び修繕について周知しました。 また、使用していない備品等のうち、使用に支障がない遊休備品について、他校等へ移設するための調査を実施するとともに、修理できないものや使用できないものについては適切に処分するよう各学校へ通知しました。	◎	令和7年度

指摘	<b>学校給食への異物混入③</b> 学校給食用備品と消耗品の緊急点検を実施した際に使用した「学校給食用備品点検票」と「学校給食用消耗品点検票」においては、使用における状態の区分として、「C 故障や破損等の問題が生じているが使用を継続している」というランクが設定されている。健康安全課からは「調理に影響のない故障や破損等」の意味であると説明を受けたが、説明がなければ、調理上の「問題が生じているが使用を継続している」という意味にも読み、誤解を招きやすい表現である。「故障や破損等の問題が生じているが、調理上の問題はないため、使用を継続している」など、表現を改めるべきである。
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康安全課	学校給食用備品・消耗品の総点検を実施する際に使用する「学校給食用備品点検票」と「学校給食用消耗品点検票」の「使用における状態の区分」の表現を、「故障や破損等の問題が生じているが、調理上の問題はないため、使用を継続している」と改めました。	◎	令和7年度

指摘	<p><b>学校給食費の未納</b></p> <p>未納金の不納欠損処理は「学校給食費における債権放棄等処理基準」に基づく債権放棄等を経て適切に処理されているが、個々の事例を見ると、最終納付日からの期間が長くなっているものが多い。</p> <p>令和5年度の不納欠損には、発生年度が平成17年度、最終納付が平成19年3月という長期の債権もある。最終納付から17年経過しての不納欠損処理であり、発生から約20年にわたり管理対象としていたことになる。</p> <p>未納金の回収は、一般的に滞納発生後、早期に集中的に対策を講じるのが効果的であるが、債権が長期化するほど回収可能性は低下する。つまり、必ずしも長期的な管理が効果的とはいえない側面もある。</p> <p>そのため、まずは約20年にわたる管理の効果を検証し、長期間の管理が本当に必要かどうかを評価すべきである。</p> <p>また、市として必要な徴収手続を実施したにもかかわらず、これ以上の回収が不可能と判断される債権については、管理コスト削減の観点から、債権放棄や不納欠損処理を実施することも必要である。</p> <p>残存する未納金の中には、発生から長期間経過し、明らかに回収不能と考えられるものもあるはずである。管理コスト削減の観点から、不納欠損処理のルールについて見直すことが必要である。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康安全課	学校給食費未納金における長期間の債権管理の効果や必要性について、評価及び検証を行い、管理コスト削減の観点から「学校給食費における債権放棄等処理基準」の見直しを図ります。		措置対応中

意見	<p><b>学校用地に係る賃借料</b></p> <p>学校運営の安定性・継続性を担保できる資産を確保する観点からは、本来、校地・校舎は借用でないことが望ましい。</p> <p>現状の借地については、借地面積が大きく、賃料が高いうえ、借用期間も長期化している状況が見受けられる。借用期間の長期化が進むと、所有者の高齢化、相続の発生等により、土地の権利関係が複雑化することも想定される。</p> <p>教育施設課は、引き続き用地取得の努力を継続していくとともに、賃料についても、普通財産貸付料算定基準金額との乖離を縮めていくよう、交渉を続ける必要がある。</p> <p>なお、「浜松市学校規模適正化方針（平成28年3月改訂）」に基づいた取り組みにおいて、小中一貫校の設置等による施設の集約化なども検討されており、これにより将来的な借地の解消も視野に入てくるものとみられるため、合わせて柔軟な対応が必要となる。</p>
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	<p>「浜松市借上げによる公共施設の敷地の管理及び保全に関する要綱」に基づき、契約額が標準貸付料と比較して高額な契約については、毎年度、地権者と交渉していますが、合意に至っておりません。</p> <p>今後も、適宜、地権者との調整を行い、用地の取得や適切な賃借料への変更に努めます。</p> <p>あわせて、令和7年3月に改訂された「浜松市学校規模適正化方針」に基づく、小中一貫校の設置等による施設の集約化などを検討する際に、借地の位置や面積等も考慮し借地解消につながる施設の配置等について検証を行ってまいります。</p>	○	令和7年度

意見	<p><b>建物の老朽化①</b></p> <p>「浜松市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）において、目標使用年数を80年とすることにより、これまでどおり60年で施設更新する場合と比べ、今後50年で4,408億円を3,541億円に削減、1年平均で17億円の削減を見込んでいる。</p> <p>昨今の物価上昇、建築資材・人件費の高騰により、建築・補修コストの大幅な上昇が生じている。また、将来的には金利が上昇することも想定されるため、50年の長期計画においては、コスト総額の割引現在価値に与える影響も大きく、見込んでいるコスト総額が大きく変動する可能性もある。</p> <p>このような計画の前提となる条件変化については、公共建築課が検討し、予算の見直しや必要な対応はなされていると説明を受けている。</p> <p>条件が大きく変化すると、当初の見積もり金額では、計画に沿った改修が不可能となることもありまするため、長期計画においても、今後も状況変化に応じた柔軟な見直しが必要である。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	<p>令和7年3月に策定した「浜松市小中学校施設整備計画」では、学校施設を取り巻く課題や状況を踏まえ、全140校の80年整備計画（＝施設長寿命化の1サイクル期間での全体事業計画）をもとに、今後10年間で127校の改築・改修を実施する事業計画を設定しました。</p> <p>ただし、施設の状況は年々変化することから、継続的に施設状態を調査・把握し、必要に応じ、事業計画を見直すこととしています。</p> <p>また、同計画に規定する整備プロセスにおいて、整備着手の概ね5年前を目途に基本構想を開始し、学校規模適正化や複合化・共用化等の検討を行うとともに、事業全体に係る費用の縮減、概算費用の把握等を段階的に進めてまいります。</p>	○	令和7年度

意見	<p><b>建物の老朽化②</b></p> <p>長寿命化計画により、学校施設の目標使用年数を60年から80年に延ばすことで、大幅なコスト削減が見込まれている。しかし、その間にも施設の老朽化は確実に進行していくはずである。</p> <p>令和7年3月時点で、小学校の90%、中学校の88%が建築後40年以上を経過する浜松市において、施設の老朽化対策は喫緊の課題である。</p> <p>行政にとって、長寿命化やコストダウンも重要な課題であるが、学校施設において最も優先すべきは、児童生徒の安全性の確保である。</p> <p>教育施設課には、児童生徒の安全性の確保を最優先事項としたうえで、老朽化対策を着実に進めていただきたい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	計画に沿った施設の長寿命化対策を進めるとともに、児童生徒の安全性の確保に必要な日常的な維持・修繕については、施設パトロールの結果や学校からの要望等に基づき着実に対応するよう努めてまいります。	<input type="radio"/>	令和7年度

意見	<p><b>教職員住宅</b></p> <p>教職員住宅配置適正化計画における今後の方針性については、現在のところ、概ね需要に見合った戸数が確保されていることから、新設による対応ではなく、施設維持を前提とし市営住宅等を活用することにより、臨時的な対応を図っていくとするものである。少子化や学校運営の動向を考えると合理的な判断であると考える。</p> <p>本計画の対象地域は、民間の賃貸物件の供給が少ないエリアであり、民間施設の活用が難しいと想定される。市営住宅の活用は有効な手段と考えられるため、法律上の課題等についても検討しておくことが望ましい。</p>
----	---

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	<p>国土交通省発出通知「公営住宅の地域対応活用について」(平成 21 年 2 月 27 日付国住備第 117 号)に基づく対応を検討するため、住宅課を通じて中部地方整備局に貸出の可否を諮った結果、可能との回答を得ました。</p> <p>上記回答を踏まえ住宅課と協議し、令和 7 年度から市営住宅の活用については「行政財産の使用許可に関する事務処理要領」第 12 条（他の課の事業の用に使用させる場合）を根拠に、教育施設課から住宅課へ「行政財産使用承認申請書」を提出し、住宅課から承認を受け、教職員住宅として使用することができるよう仕組みを整えました。</p>	○	令和 7 年度

意見	公有財産台帳 教育施設課は、各小中学校から財産の異動の報告を受け、浜松市公有財産管理規則にしたがい、財産台帳への記録を一括して行っている。 他方、教育施設課では、小中学校の施設について、より詳細な管理資料を別途作成し活用しており、公有財産台帳は、全体の状況（概要）を把握する以外、活用されていないとのことです。 公有財産台帳は、「浜松市公有財産管理規則」、「浜松市立小中学校管理規則」で作成することが定められているため、作成はしているものの、実務で活用されることはなく、資料の作成業務が重複している面は否めない。 公有財産台帳と管理資料の作成の重複業務をなくし、公有財産台帳を活用できるよう、検討することが望ましい。

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	公有財産台帳と管理資料の作成の重複業務をなくしていくため、公有財産台帳を学校施設管理の基礎資料として活用し、その上で不足している資料を作成します。	○	令和 7 年度

意見	学校図書 現在のところ、図書冊数の充足率が 100%に満たない学校があることは残念ではあるが、令和 8 年度までに学校図書館図書標準の達成が見込まれている。 達成後も、学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップのもと、図書の選定や廃棄が適切に行われるよう、教育施設課が浜松市としての選定基準・廃棄基準を検討することが、図書の質の向上をはかっていくうえで重要となる。

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育総務課	令和 7 年度、中学校図書充足事業により、図書標準に満たない学校に対して追加配当を行い、蔵書の充実に努めました。文部科学省が策定している第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画」に沿って、令和 8 年度までに図書冊数充足率 100%を目指します。 図書の選定や廃棄は、学校図書館の全国的な専門機関である『全国学校図書館協議会』が定めた基準を準用することが教育的・客観的に適切であることから、同基準を基に蔵書管理を行い、図書の質の向上を図っていきます。	○	令和 7 年度

指摘	<p>グラウンドの安全確保 令和5年4月に、愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出していた釘で10針縫う怪我をしていましたことが同年8月に報道された。これを受け、愛知県内では同様の施設で調査が実施され、複数の施設で地中から釘が発見されている。 愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。 グラウンド利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市の全小中学校においても、釘等の有無について、調査を実施する必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	グラウンド利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、毎年度実施している施設点検報告（日常点検）に、運動場や校庭等に危険物（ガラス、石、くぎなど）がないかについての調査項目を追加し、教職員による調査を年3回実施します。	◎	令和7年度

意見	<p>待機児童の解消 待機児童の解消に向けた新たな取り組みとして、民設民営の放課後児童クラブの開設が促進され、定員が100人増加し、成果を上げている。 今後も引き続き、積極的に民間事業者へのPRや働きかけを行い、民設民営による施設を活用することにより、待機児童の解消に向けた取り組みをさらに推進していただきたいと考える。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
学校・地域連携課	<p>これまでの学校における余裕教室や公共施設の活用による公設放課後児童会の定員拡大の取り組みの継続に加え、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金の拡充により、民間事業者による新規開設の促進による定員拡大を行っています。 関連事業者等へのPRや事業開始に関する相談対応等を継続して行い、令和7年10月までに民間事業者の放課後児童会が新たに12か所開設されました。 今後も、政策シートの短期成果指標である「放課後児童会の計画定員に対する達成率(%)」の目標値の達成に向け、定員拡大に努めてまいります。</p>	○	令和7年度

No. 71

## 監査内容

報告書の頁 173

指摘	<p><b>設備の修繕</b></p> <p>放課後児童クラブの設備の修繕について、現状では、エアコン等の不具合が発生した後に修繕を行うという、事後的で対症療法的な対応が行われている。緊急対応に追われるところがないよう、対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換し、計画的な修繕に取り組む必要がある。</p> <p>また、設備の不具合等については、児童クラブの現場から情報が得られる仕組みが整備されているが、現場担当者が必ずしも専門的な知識を有しているとは限らないため、専門家による点検実施の必要性についても検討しておく必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
学校・地域連携課	<p>エアコンの異常等を早期に発見するため、受託事業者と連携して毎年本格稼働前に状況調査を行います。</p> <p>今後、施設個別計画等の作成について調整する中で、専門家による点検実施の必要性についても検討していきます。</p>		措置対応中

No. 72

## 監査内容

報告書の頁 176

意見	<p><b>未回収の保護者負担金</b></p> <p>放課後児童クラブの保護者負担金については、市債権としての運用が令和6年4月1日から始まつたため、現時点では、1年を超える長期の滞留債権は存在していない。しかし、未納が長期化すると、一般的に回収率が低下するため、将来的には滞留債権が累積する可能性も考えられる。</p> <p>未回収額を減らすためには、口座振替の徹底や回収活動の強化など、具体的な対策を検討することが望ましい。</p> <p>また、未収期間の長期化により、回収不能となる事態が発生したり、不納欠損処理の必要性が生じたりする可能性もある。現在の未納者について、来年度以降の対応方法や将来的なリスクへの対応策についても、事前に検討しておくことが望ましい。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
学校・地域連携課	<p>口座振替率の向上のため、令和7年度入会決定通知時や、保護者負担金の納付書郵送時に口座振替依頼文を同封した結果、9月末時点では年度当初に比べ500件ほど口座振替件数が増加しました。</p> <p>また、回収率の向上のため、未納者に対し督促状を発送するとともに、催告書及び電話連絡による催告を行いました。</p> <p>将来的なリスク対応に向けては、納付状況に応じて未納の長期化が懸念される利用者への個別対応を早期に行うこととし、対象者に対し電話や訪問等による催告を行いました。</p>	○	令和7年度

意見	<p>(1) 発達障害のある児童生徒増加への対応</p> <p>2020年から2023年までの間、発達障害のある児童生徒数は年々増加している。今後も発達障害と診断される児童生徒数が増加することが見込まれているため、教育現場として十分に対応できる環境を整える必要がある。</p> <p>特に指導者の不足とその育成については、将来的に場当たり的な対応とならないよう、注意が必要である。発達障害のある児童生徒に対して十分な受け皿を設けられるよう、市として計画的に指導者の育成に取り組む必要がある。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	<p>令和6年度に学校風土の向上を図り、科学的根拠に基づいた発達支援教育を推進し、予防的支援、早期対応ができる学校体制を構築するため、浜松市「発達支援教育の視点を踏まえた学校経営構築推進事業」を小中学校合わせて7校で実施いたしました。</p> <p>また、全ての教職員が発達支援学級を受け持つ可能性があることから、令和3年度から実施してきた「発達支援学級『モデル教室』事業」で学んだマイスター6名が小中3校に出向き、学級経営の仕方や関わり方などについて助言しました。さらに研修動画をインターネット上にアップロードし、全ての教員が閲覧できるようにしました。</p> <p>今後も、「学校経営構築推進事業」や「マイスター教諭による助言」を継続して実施し、計画的な指導者の育成に取り組んでまいります。</p>	○	令和6年度

指摘	<p>(2) 事業指標</p> <p>発達支援教育推進事業では、「幼児ことばの教室設置数」を事業の指標としている。幼児ことばの教室設置数は、2022年度以降、目標と実績に差が生じている。しかし、担当課によると、24教室の設置でも問題なく運営できているとのことであり、2023年度の26教室という目標設定には具体的な根拠がないことがわかった。</p> <p>発達障害への理解や認識が進み、適切な支援を受けることへの意識も高まっているため、支援を必要とする子どもや保護者は今後さらに増加すると見込まれている。教育支援課は「幼児ことばの教室設置数」に関する計画を再考し、計画に沿った適正な目標を設定したうえで、事業を運営すべきである。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	<p>幼児ことばの教室については、適切な設置数について計画を見直し、見直し後の計画に沿った目標を設定するよう検討してまいります。</p> <p>なお、計画の見直しにあたっては、地域によっては待機児童が生じている現状を踏まえ、今後、どこに教室を設置するのが有効か、教室に通うまでに時間が掛かるご家庭をどのように支援するかなども含め、検討いたします。</p>		措置対応中

意見	<p>(3) 発達支援ソフト（MIM）の導入          浜松市では、令和3年度より多層指導モデルMIMを通級指導教室配置校13校に導入している。          多層指導モデルMIMとは、「音読はできるのに意味を理解していない」、「読み間違えが多い」、「文字を抜かして読んでしまう」など、学習に躊躇のある子のための予防的支援の多層指導モデルである。          MIMは、ゲーム感覚で読みの練習ができ、書く必要がないため、書くことが苦手な児童の意欲を持続させることができる。したがって、低学年の読みの指導としても導入を検討すべきである。予算については、1校あたり約6万円のコストで導入可能であり、研究に基づいた指導方法であることから、すべての学校での導入についても検討することが望ましい。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	<p>MIM実施校と未実施校の学力学習状況や定着度の調査結果では、1年生から2年生へ上がる際には、読みの困難さが若干軽減したという結果は出ましたが、大きな学力差は見られませんでした。</p> <p>また、全小学校への導入に向けては、MIM実施校への研修体制や通級指導教室などの早期支援の充実について課題があるため、今後は希望する学校へMIMを導入し、実施校を増やしながら引き続き導入のあり方について検討してまいります。</p>	<input type="radio"/>	令和6年度

意見	<p>(1) 事業指標①</p> <p>日本語指導を必要とする外国人の子供の中には、家庭環境などの理由から接触を図ることが困難な子供が一定数存在しており、これは支援の手が行き届いていない子供が一定数存在していることを意味している。</p> <p>この事業のSDGsのゴールは「すべての子供に適切な教育を提供する」ことである。本来は、支援の手が行き届いていない子供をゼロにすることが、事業の最終的な目標と考える。</p> <p>現状では、日本語指導を必要とする児童生徒への支援達成率を事業指標として、5年間にわたり99%達成の実績があるが、今後は支援を受けていない子供に焦点を当てた指標を加えるべきである。</p> <p>最終的には、支援の手が行き届いていない子供をゼロにすることを目標とし、そのための活動指標として、支援が受けられていない子供のうち、サポーターによる支援○人、巡回による支援○人、ポケトークによる支援○人など、具体的で測定可能な指標を設定すべきである。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	<p>家庭の事情等により支援の手が行き届いていない子供の環境は非常に複雑です。担任や管理職が外国人就学サポーターと共に訪問するなどしていますが、電話に出ない、留守がち、住所と違う場所に住んでいる等、接触すら困難な状況です。また、巡回指導教員や教員による取り出しの授業を拒否する保護者や児童も一定数います。</p> <p>上記から支援数など、具体的で測定可能な指標の設定は難しいと判断しました。</p> <p>しかしながら、これらの困難な状況にある子供たちこそ支援を必要としています。そのため、今後も粘り強く接触を試み、個々の状況に応じた柔軟な支援策を模索し続けてまいります。</p>	一	令和6年度

No. 77

## 監査内容

報告書の頁 180

意見	(1) 事業指標② 事業の指標が、日本語指導を必要とする児童生徒への支援達成率のみでは、外国人の子供の教育支援の成果を十分に測定することができない。 そこで、今後は外国人の子供の語学力の向上度合いやカリキュラムの達成度なども、成果指標として加えることを検討すべきである。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	支援による子供のことばの力の向上度合いを測ることは、個に応じた学習・指導計画を立てるためにもとても有効です。今後、子供のことばの力を多角的包括的にとらえるための評価の枠組みを新たに導入することを検討中です。		措置対応中

No. 78

## 監査内容

報告書の頁 181

指摘	(2) ポケトークの配布 浜松市では、外国人の児童生徒がいる小中学校にポケトークを配布してコミュニケーションツールとして利用している。 外国語を母国語としている児童生徒が複数名いるにもかかわらず、ポケトークを配布していない学校がある。会話に支障がある就学2年以内の児童生徒がいる学校や通訳が必要な保護者がいる学校のうち、ポケトークを貸与していない学校が、小中学校合わせて31校あった。 外国人児童生徒の多国籍化が進む中、現場の人員のみでは対応が困難になりつつあるため、ポケトークの導入を普及させる必要性は高まっている。また、学校間でのアンバランスが生じていることから、ポケトークの配布状況を見直す必要がある。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	令和6年度に10台、令和7年度に15台のポケトークを新規導入することで、現時点で貸与を必要とする学校には全て配布が完了いたしました。 今後は、各学校に配備されているタブレット端末の翻訳機能の利用も高まっていることから、ポケトークとの使い分けも検討しつつ、各学校のポケトークの使用状況を把握することで、必要としている学校に確実に配布してまいります。	◎	令和7年度

指摘	<p>(1) Web相談申込、チャット相談の件数①            教育支援課では、対面や電話で相談できない子供たちのために、Webやチャットを活用した相談対応を令和5年度から開始している。            令和6年度の実績を見ると、Web相談申込とチャット相談のいずれも件数は伸び悩んでいる状況である。Web相談申込の実績は減少傾向にあり、チャット相談の実績はほとんどゼロが続いている。            対面での相談により子供達が抱える問題が解決しているのならば問題はないが、Web相談申込とチャット相談の件数は、あまりにも実績数値が少ないとから、周知不足等の課題があると考えられる。            現在は、さくら連絡網などのコミュニケーションツールを用いて生徒や保護者に相談窓口の周知をしているが、子供達にはツールの利便性などが十分に伝達されていない可能性がある。これらのツールは、気軽に相談できることが利点である。生徒や保護者に対し、もっと気軽に相談できるツールであるということを強調するなど、周知の方法を見直すべきである。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	周知の方法及び回数を見直しました。 具体的には、令和6年度までは、年2回程度、さくら連絡網で保護者へ周知するのみだったところを、令和7年度からは、年度当初、「いのちについて考える月間」(6月)、夏休み終盤(8月)、2学期中盤(10月)及び3学期開始前(12月)と、少なくとも年5回、学校へ通知し、教職員から児童生徒への周知を促すとともに、さくら連絡網による保護者への周知を行うこととしました。	◎	令和7年度

指摘	<p>(1) Web相談申込、チャット相談の件数②            教育支援課では、対面や電話で相談できない子供たちのために、Webやチャットを活用した相談対応を令和5年度から開始している。            令和6年度のチャット相談の実績は、小学生の相談が4月に1件あったのみで、5月から10月まで実績はなく、中学生については4月から10月まで実績がない。市のチャット相談は、原則として火曜日と木曜日の17時から21時までに限定されており、これが実績が伸びない要因と考えられる。</p> <p>チャット相談については、児童生徒の利用実績がない状態が続いているため、今後、児童生徒がチャット相談できる時間の拡大が可能かどうかを検討する必要がある。それが難しい場合には、別の代替的な手段についても検討することが必要である。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	<p>チャット相談を実施している他の市町の事例から、休日や遅い時間の相談を希望するケースが多いことが分かりました。</p> <p>そのため、実施する曜日については、令和6年度までの火、木曜日に休日も加えることとし、利用できる時間についても、17時から21時までだったところを、18時から22時までと遅い時間に変更しました。</p> <p>さらに児童生徒が利用しやすくなるために、浜松市公式ホームページから直接、Web相談申込やチャット相談ができるページに遷移できるよう令和7年度中に見直します。</p>	◎	令和7年度

意見	<p>(2) 事業指標</p> <p>教育支援課では、対面や電話で相談できない子供たちのために、Webやチャットを活用した相談対応を開始しているが、今後は、非対面型の相談ニーズがさらに増加することが予想される。</p> <p>従来、事業の指標としては、教育総合支援センター及び各区での相談件数のみで十分であったが、今後は相談方法の多様化に対応し、Web相談申込やチャット相談の実績データを指標に加えることも検討すべきである。</p> <p>また、Web相談申込やチャット相談は、先生にも親にも相談できない子供たちのセーフティネットとして機能させ、子供たちの問題を解決することを目的としている。事業の目標として、相談の結果、問題解決に至った割合を100%にすることも視野に入れるべきである。</p> <p>このような新たな事業指標について、さらに検討を進めることが望まれる。</p>
----	--

### 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	<p>相談事業の実績数に、Web相談申込やチャット相談を加えていきます。</p> <p>また、事業指標について、相談結果を図る指標の設け方を検討していきます。</p>		措置対応中

指摘	(1) 事業指標の目標設定 不登校児支援推進事業における指標である「市内小中学校の不登校児童生徒数」について、目標値は2019年から継続して930人と設定されている。しかし、実績値は年々増加傾向にあり、2022年には2,000人を超え、2023年には2,697人に達している。2023年の実績値は目標値の約2.9倍に相当し、目標と実態が大きく乖離している状況である。このような目標設定では、目標管理の実効性を欠くため、目標値を見直し、現状に即した適切な値を設定する必要がある。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	コロナ禍の経験や、2017年の教育機会確保法の施行により、学校以外で学ぶことの社会の価値観は著しく変容しています。 そこで、これまで市内小中学校の不登校児童生徒数を目標指標としてきましたが、令和7年度からは、新たに「どの教育機関・相談機関ともつながらない子供『0』」を目標とすることとしました。 具体的には、政策シートにおける短期成果指標に「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合」を設定し、毎学期の学校調査を基に進捗管理を行ってまいります。	◎	令和7年度

No. 83

## 監査内容

報告書の頁 184

意見	(2) 事業指標の追加設定① 不登校児支援推進事業におけるSDGsのゴールは「すべての子供に適切な教育を提供する」ことである。そのためには、すべての不登校児童生徒に学びの機会を提供し、いずれの支援も受けっていない子供をなくすことが必要である。 この目的を達成するため、支援を受けていない子供の人数をゼロとすることについても、事業の新たな目標として追加設定することを検討すべきである。例えば、不登校児童生徒に対して、校内まなびの教室での支援〇人、オンラインでの支援〇人、支援なし〇人と具体的な活動実績を示し、最終的には、支援を受けていない子供をゼロとすること目標とするべきである。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	コロナ禍の経験や、2017年の教育機会確保法の施行により、学校以外で学ぶことの社会の価値観は著しく変容しています。そこで、これまで市内小中学校の不登校児童生徒数を目標指標としてきましたが、令和7年度からは、新たに「どの教育機関・相談機関ともつながらない子供『0』」を目標とすることとしました。 具体的には、政策シートにおける短期成果指標に、「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合」を設定し、毎学期の学校調査を基にその推移を追ってまいります。	○	令和7年度

No. 84

## 監査内容

報告書の頁 185

意見	(2) 事業指標の追加設定② 教育支援課では、不登校児支援推進事業の一環として、チャレンジ教室や座談会などのイベント開催や、子供や保護者へのアンケート調査を実施している。イベントの開催数やアンケート結果から測定した目的の達成度など、実際の活動をもとに指標を設定することも可能である。このような活動指標の追加についても検討することが望まれる。
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	チャレンジ教室や座談会、情報会などについて、事業目標の達成度を測る指針を検討してまいります。		措置対応中

No. 85

## 監査内容

報告書の頁 186

指摘	<p>(1) 高等学校等向け制度の見直し</p> <p>浜松市奨学金の申請件数の推移データを見ると、高等学校等の申請者数が0人から2人間で推移しており、低調な状況が続いていることがわかる。</p> <p>高等学校等の奨学金の申込資格には「下宿等自宅外から通学することがやむを得ないと認める者」という条件がある。しかし、浜松市の高校生の大多数は自宅から通学しているため、この条件に該当する生徒自体が少ないと考えられる。そのため、申請件数が少ない理由として、下宿等からの通学を条件としていることが挙げられる。</p> <p>もともと新規貸与予定人数が10人と多くはないものの、申請者が0人である現状を踏まえると、自宅から通学する生徒も奨学金貸与の対象に含めることを検討すべきである。</p> <p>なお、自宅から通学する生徒と下宿等、自宅外から通学する生徒では経済的負担が異なるため、公平性の観点から、貸与月額や申請時の所得条件に差異を設けることについても検討する必要がある。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	高等学校等の奨学金について、自宅外から通学する生徒を優先的に選考した上で、自宅から通学する生徒についても貸与期間や申請時の所得条件に差異を設ける等の条件を付して対象に含めることを検討してまいります。		措置対応中

No. 86

## 監査内容

報告書の頁 187

意見	<p>(2) 奨学金の所得条件</p> <p>奨学金制度の認定条件において、所得基準は父母の合計所得のみで決定されており、各家庭の世帯構成や特別な事情が十分に反映されていない。</p> <p>公平な支援を行うためには、所得金額だけで判断するのではなく、世帯構成や個々の事情を考慮する仕組みが必要と考える。</p> <p>例えば、母子・父子家庭、就学者のいる世帯、障がい者のいる世帯、長期療養者がいる家庭、その他特別な事情を抱える家庭については、所得算定時に一定の控除を設けるなどの措置を検討することが望まれる。</p>
----	---

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	現在支給対象となる所得基準は一律に定めていますが、世帯構成等により所得金額に差を設けるなど見直しを検討してまいります。		措置対応中

No. 87

## 監査内容

報告書の頁 188

意見	(3) 事業指標 育英事業の目的が、経済的に困窮している学生を幅広く支援することであることを踏まえると、制度をより多くの学生に周知し、利用を促進することが不可欠である。また、大学等向け及び高等学校等向けの奨学金いすれも、応募人数が予定人数に満たない状況が続いているため、応募者数の増加が今後の課題となっている。 貸与適格者への支給率は過去5年以上にわたり100%を達成している。したがって、事業の目標指標としては支給率だけでなく、奨学金制度の応募者数や採用者数を指標に加えることを検討すべきである。

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育支援課	育英事業の利用促進に繋がる適切な目標指標として、支給率以外の指標の設定を検討してまいります。		措置対応中

No. 88

## 監査内容

報告書の頁 190

意見	(1) 政策指標と事業指標 部活動等推進事業において、事業指標である「小中体連および小・中文連の対象事業参加率」と「部活動指導員の配置人数」が目標通り達成されていたとしても、政策指標である「浜松市中学校部活動運営方針の遵守」が達成されたかどうかを判断することは難しいと考える。部活動等推進事業では、「浜松市中学校部活動運営方針の遵守」に関する調査が実施されている。したがって、当事業の事業指標として「浜松市中学校部活動運営方針の遵守」を追加すべきである。

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
指導課	令和7年度から、浜松市総合計画について実施計画の構成が変わり、これまでの政策・事業シートにかわり、各部区局における取組みの方向性を示した基本政策シートと、それに基づく事業や関連する指標を示した政策シートを作成、公表しています。 これまで政策指標と事業指標の関連性が分かりにくかったことから、基本政策シートにおける2025年度の取組の方向性として、こどもたちのスポーツや芸術文化活動の環境を整備するため、部活動指導員の増員に取り組むことを明示するとともに、政策シートの指標として「部活動指導員の配置人数」を設定するなど、基本政策シートと政策シートの指標が連動するよう整理しました。	○	令和7年度

意見	(2) 部活動等推進事業 部活動等推進事業の事業指標である部活動指導員の配置人数は、目標と実績との乖離が大きく、実態に即していないものとなっている。期待する人材の確保が十分に見込めないことや、予算に制約があることなどを考慮に入れ、実情に即した目標値の設定を検討すべきである。
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
指導課	<p>実情に即した目標値の設定は、非常に重要であると認識しています。</p> <p>しかし、部活動指導員の確保は、中学生の部活動の環境整備や教職員の働き方改革の観点からも喫緊の課題です。また、休日部活動の地域展開を見据え、地域人材の掘り起こしも必要です。</p> <p>そこで、部活動指導員の任用形態（時間）を従来の年間上限 515 時間、355 時間に加え、新たに年間上限 180 時間の区分を設けることにより、大学生をはじめ、より多様で期待できる人材を確保できる体制を整えました。</p> <p>その結果、2025 年 10 月 1 日現在で目標値 67 人に対して、67 人を任用できている等の成果を見せており、引き続き、人材確保に努めてまいります。</p>	○	令和 7 年度

意見	<p>(3) 部活動等推進事業交付金      交付対象団体は事業完了後、事業完了報告書、事業報告書、収支決算書を提出し、指導課は、その内容を審査し、適当と認めたときに交付額を確定する。      また、交付対象経費については、文化・スポーツ大会等運営交付金実績報告チェックリストに基づき、決算書と領収書の金額が一致していること、領収書の記載が適正であること、2万円以上の物品購入がないこと等を確認している。      令和5年度のチェックリストを確認したところ、チェックマークなどの証跡が残っていないかったため、担当者が実際に確認した事実が、事後的にわからない状況であった。このままでは、担当課による審査において、交付対象経費が適当であると認めた判断根拠が残らず、望ましい状態とは言えない。      そのため、担当者がチェックリストに基づいて確認を行った際には、確認の証跡を残すべきである。また、上長は担当者が作成したチェックリストを確認し、少なくとも確認に不備がないことを査閲することが適当である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
指導課	<p>交付対象団体から、浜松市文化・体育大会等運営交付金要綱第11条に基づく「事業完了報告書」等が提出された際に、同要綱第12条に基づいて審査を行います。      令和6年度審査においては、チェックリストに手書きでチェックマークを記入する等証跡を残し、担当者が確認した事実を明確にするとともに、交付額確定の起案の際には、その手書きのチェックリストを添付し、所属長はじめ上席が決裁の際に担当者の確認に不備がないことを査閲できるようルール化しました。</p>	<input type="radio"/>	令和6年度

意見	<p>(1) 夢育やらまいか事業      市は、夢をはぐくむ学校づくり推進協議会が行う活動に対して負担金を拠出しており、協議会は事業終了後、市に対して決算関係書類を提出し、市は「夢育やらまいか事業決算関係書類チェック票」に基づいて、その内容を確認している。</p> <p>各協議会の決算関係書類を確認したところ、一部の協議会の領収書において、品名と支出合計額は記載されているものの、単価と数量については記載がなく、明細も添付されていないものが散見された。このような場合、決算関係書類チェック票No.9の「2万円以上の物は購入できない」に該当するかどうかは、領収書だけでは判断できない。</p> <p>担当者によれば、決算関係書類を閲覧して、単品で2万円以上の物を購入していないか確認できない場合は、協議会担当者に電話で確認し判断しているとのことである。しかし、電話確認の内容は記録として残っていないため、書類上は判断根拠が不明確である。</p> <p>したがって、このような需用費については、少なくとも領収書に購入数量の記載を求めるなど、1個当たりの単価がわかる証憑を添付することが適当である。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
学校・地域連携課	令和6年度から、夢育やらまいか事業決算関係書類の検査時において、需用費で2万円以上の支出があった場合、納品書等の内訳が分かる書類の提出や、領収書への購入数量の記載等、単価が分かる証憑を添付するよう、取り扱いを見直しました。	<input checked="" type="radio"/>	令和6年度

意見	(2) 理科・ものづくり教育支援事業 市は、理科・ものづくりの学習の場や体験活動を実施する地域支援ネットワーク「浜松RAIN房」の活動に対して負担金を支出しており、「浜松RAIN房」は事業終了後、市に対して実績報告書、収支決算書、費目明細を提出し、市は提出された書類を用いて、負担金の対象となる取引か否かを確認している。 令和5年度の「浜松RAIN房」からの提出資料を閲覧したところ、提出資料には、請求書や領収書といった購入先からの証憑が添付されていなかった。 負担金の対象となる取引かどうかについては、費目明細を閲覧する限り、具体的な支出内容が詳細に記載されているため、判別可能であると考える。 一方、費目明細の記載内容が請求書や領収書と一致しているかどうかについては、実績報告書に静岡大学の押印があることで問題はないとしているが、静岡大学によるチェック内容は不明である。 理科・ものづくり教育支援事業が今後も継続予定であることを踏まえると、費目明細の記載内容が請求書や領収書と一致するかについて、より一層のチェックが必要と考える。例えば、実績報告書等に静岡大学によるチェック内容やチェック済であることの記載を求めることや、担当課が、不定期に費目明細の記載内容が請求書や領収書と一致することを確認することが適当と考える。

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	収支決算書及び費目明細の記載内容が請求書や領収書と一致していることについて、静岡大学から書面を提出してもらうよう調整するなど、支出行為が厳格に行われていることを確認してまいります。		措置対応中

意見	<p>(3) 生きた英語力育成事業</p> <p>市では、英語の授業を通して、児童生徒の言語や外国の文化に対する理解を深め、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、「生きた英語力育成事業」を実施し、小学生・中学生・高校生を対象に、外国語指導助手（ALT）を活用した授業を行っている。</p> <p>事業指標の推移を確認したところ、児童1人あたりのALT活用時間数（高学年）については2022年度以降、ALTの人数については2021年度以降、目標と実績の差が出ていた。</p> <p>担当者によれば、予算との兼ね合いにより実績値は目標値を下回っている状況のことであった。</p> <p>今後も事業を実施するうえで、期待する十分な予算が確保できない場合、予算の制約により目標と実績の乖離が続く可能性がある。目標値の見直しの必要性についても検討することが望ましいと考える。</p>
----	--

## 対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育センター	<p>目標値の見直しの必要性について検討しましたが、ALTの参画は重要であることから、目標値を達成するよう府内の調整を進めたところ、令和7～9年度の長期継続契約における労働者派遣契約から民間委託ALTを2名増員することができました。</p> <p>ALTを2名増員したことにより、市内全小学校3・4年生におけるALTの年間活用時数を3時間増加（12時間→15時間）することが可能となりました。このことによる児童生徒の英語力向上と学習意欲向上につながるALTの参画について効果・検証を進め、今後の目標値の設定に生かしていくとともに、更なるALTの増員に向けての検討を進めていきます。</p>	○	令和7年度